

平成26年度第3回鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会権利擁護部会 議事録

日 時 平成26年10月20日(月) 午後6時から午後8時20分まで

場 所 総合福祉保健センター 4階 研修室

アドバイザー 小川裕二先生(NPO法人PACガーディアンズ理事)

随行者 田村大和班長(千葉県健康福祉部障害福祉課地域生活支援班)

出席者 矢野邦浩部会長、吉田浩滋副部会長(こども課再任用)、黒岩史郎部会員、
松村幸江部会員、大竹学部会員、加藤勝久部会員、
谷口健部会員(高齢者支援課主査補)、大石しのぶ部会員(高齢者支援課主査)、
五十嵐菜摘部会員、藤吉峰夫部会員

欠席者 なし

事務局(障がい福祉課) 山田英一課長、藤嶋晶子係長、秋本卓主事補

公開・非公開の区分 公開

傍聴者 なし

配付資料

- ・式次第
- ・アドバイザー紹介
- ・平成26年度第3回権利擁護部会座席表(2部)
- ・船橋市成年後見支援センター
- ・船橋市成年後見支援センター事業報告書
- ・成年後見関係事件の概況 -平成25年1月～12月-
- ・平成26年度第2回鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会権利擁護部会 議事録

1 矢野邦浩部会長挨拶

(部会長)

平成26年度第3回鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会権利擁護部会の会議では、アドバイザーとして小川裕二先生を招いて、成年後見制度に関する実際の活動内容等について話していただく。部会員は、「鎌ケ谷市としてはどのような啓発活動をしているのか」という視点で講義を聞いていただきたい。

会議の進行方法について説明する。前半50分から1時間程度小川裕二先生の講義、質疑応答の後、40分から50分程度小川先生も交えながら検討会を行う。

2 アドバイザー（PACガーディアンズ理事 小川裕二先生）紹介

(事務局)

小川裕二先生のプロフィールについて紹介する。小川裕二先生は、NPO法人PACガーディアンズ（以下「PAC」という。）の理事であり、千葉県総合支援協議会（第5次千葉県障害者計画策定推進本部会）委員及び権利擁護専門部会の副会長としても活躍している。また、日頃は社会福祉士として、知的障がい者及び発達障がい者の権利擁護に関する活動を行っている。

なお、本日は、田村大和班長（千葉県健康福祉部障害福祉課地域生活支援班）が千葉県アドバイザー派遣制度の担当者として随行されている。

3 アドバイザーによる講義及び質疑応答

【講義】

PACでは、対象者を障がい者に絞って、権利擁護に関する活動を行っている。

成年後見制度の利用状況は、昨年の申立件数は全国で約3万5千件あり、そのほとんどを占める約2万8千件が後見の申立てである。つまり、保佐や補助は後見に比べて圧倒的に少ない傾向にある。PACでは、障がい者本人の意思をできる限り尊重するべきであるとの考えから、保佐や補助も重視していく必要があるという認識を持っている。

申立人と本人との関係については、本人の子が最も多く（34.7%）、次いで市区町村長（14.7%）、本人の兄弟姉妹（13.7%）の順となっている。本人の子による申立てが最も多いということは、高齢者の成年後見制度利用が多いことを示している。千葉県に限ってみると、市区町村長による申立てが213件であった。件数的には少なくはないが、千葉県内でも地域によって、市区町村長の申立て利用状況には偏りが見られる。高齢者は成年後見制度を利用しているが、障がい者の制度利用はまだ進んでいないという問題もあるので、障がい者の成年後見制度利用に関しては、意識的に進めていく必要があるだろう。

市民後見に関する現状については、講座や研修を受講したというだけで選任することは困難であり、一般市民に後見を任せる際には組織的な後ろ盾が必要だろう。

ここで、船橋市成年後見支援センターについて、簡単に説明する。船橋市成年後見支援センターは、「法人後見の受任体制作り」、「相談業務の引き受け」、「船橋市との連携強化」という3つの業務を目的に設立された。

現在は、PACが受託する形で運営を行なっている。障がい者に関する相談は、支援が長期化する処遇困難ケースも多く、また、高齢者の支援体制と比較すると受け皿が少ないという現状である。船橋市の場合、船橋市成年後見支援センターが、「相談できる場所がある」、「受任してくれる人たちがいる」、という体制を作っている。鎌ヶ谷市でも、基幹型相談支援センターを作るのであれば、相談を受ける場所だけでなく、相談後の引き受け先の確保が必要である。

成年後見相談業務について、相談件数は平成25年度の合計は約1200件で、常勤の相談員として3人配置している。相談員には、PACの養成講座を受講していただき、PACと共通の理念をもって働くことができる人を選任している。後見にあたっては、PACが後見人となり、相談員には事務執行者という形で実際の活動をお願いしている。

PACの体制として特徴的な点は、1人の相談者に対して必ず2人の相談員で受け持つ点にある。2人で受け持つことで、引き継ぎが行いやすい、考え方の偏りを避ける、相談員が1人で問題を抱え込むことを避ける等の効果がある。

船橋市との連携については、月に1度、船橋市障害福祉課の係長と担当者、保健所の担当者による情報交換を行っている。

反省点と要改善点としては、船橋市においても成年後見制度の啓発や利用が十分ではないという点や、事務量が増大する中で、委託料収入の約770万円だけでは運営が困難であるといった点が挙げられる。予算に関しては、不足分は、PACが人件費、消耗品費、賃借料を一部負担している状態である。

【質疑応答】

(部会員)

現在、船橋市にはPACの他に同じような団体はいくつあるのか。

(アドバイザー)

船橋市成年後見支援センター設立の際、公募が行われたが、申し込みを行なった団体はPACのみであった。したがって、障がい者に対象を絞って活動を行っている団体は、PACのみだと思われる。

(部会員)

養成講座は、どの程度の頻度で行なっているのか。

(アドバイザー)

PACが主催している養成講座は年に1度行っている。加えて、船橋市が船橋市社会福祉協議会に委託して行っている養成講座が年に1度ある。基本的な講座は計2回だが、養成講座を受講された方には、事例検討会等への参加もお願いしている。

(部会員)

船橋市成年後見支援センターの相談経路はどのようなものが多いか。

(アドバイザー)

基幹型相談支援センターや病院、親の会からの紹介、インターネットで調べて来られる方等、様々な経路で相談が入る。

(部会員)

PACの養成講座を卒業した人が、事務執行者になるまでの流れはどのようなものか。

(アドバイザー)

事務執行者になりたい人には登録をしていただき、事例検討会等での出席状況や発言の内容等を見て判断していく。

(副部長)

知的障がい者の子を持つ親の中には、現在の生活を変えたくないと考えている人が多く、そこに踏み込んでいくことは困難が伴うと思うがいかがか。

(アドバイザー)

福祉サービス、相談支援事業所、権利擁護の3つが連携して支援していくことが重要である。

4 アドバイザーを交えての検討会、主に成年後見制度の周知・広報、普及・啓発について

(部会長)

反省点と要改善点に制度の利用啓発が不十分とあるが、具体的にどのような点が不十分で、今後どのようにしていくべきと考えているか。

(アドバイザー)

チラシを行政の窓口を設定しているが、行政からの紹介で相談に訪れる人は少ないと感じる。相談支援事業所に関しても、特定の相談支援事業所からしか相談がこないで、支援事業者にも周知が不十分というのが現状である。

しかし、件数的に考えると大量の相談を受けることは困難な部分もあるので、制度に関する研修会等で周知を行っていくしかないと考えている。

(部会員)

PACはどのようなネットワークを持っているのか。

(アドバイザー)

成年後見を行っている団体で、権利擁護支援ネットワークが作られており、PACも参加している。

(部会員)

親族の方が亡くなった後、どのようにすればスムーズに後見制度に繋げることができるか。

(アドバイザー)

1つの例として、障がい者の子を持つ親が、生前にエンディングノートを作成していたため、スムーズに後見制度につながったケースがあった。

(副部会長)

鎌ケ谷市でも、親の会がエンディングノートを作っているが、普及、活用されているのかわからない。周知、啓発ではエンディングノートの作成講座を行うというのも1つの手段かもしれない。

(アドバイザー)

現在はまだ成年後見制度を使わなくとも、施設入所手続きなどの際には、親のサインで認められているケースも多い。無理に成年後見制度を利用する必要はないが、いざという時に備えて、意識してもらうことが大切である。

(副部会長)

鎌ケ谷市の権利擁護部会の会議でも、広く市民を対象とするのではなく、成年後見制度を利用する可能性が高い人に向け、周知を行うべきという方向で検討している。

5 チェックシートについて、アドバイザーからのご意見

(アドバイザー)

個別の項目について、「洗濯、布団干しができる」という項目は、後見人の仕事ではないので、この項目があると後見人が洗濯や布団干しを行ってくれるという誤解を招きかねない。成年後見制度に関するチェックシートであるならば、「福祉サービスがうまく使えない」、「金銭管理がうまくできない」といった項目の方が重要である。チェックシートの見直しを行う際には、成年後見用の診断書と、保佐・補助の手続きで使用する代理行為目録を参考にすると良いだろう。

(副部会長)

このチェックシートは、成年後見制度の啓発のきっかけにすることを目的に作成したものであり、このチェックシートによって、成年後見制度に直接結び付けるという趣旨のものではない。

(部会長)

チェックシートのタイトルが、「成年後見制度必要性チェックシート」となっているので、誤解を招きやすい。項目を精査するとともに、タイトルを再検討することが必要である。

(部会員)

実際にチェックシートを使った感想は、最初のきっかけとしては有効であると感じた。総合相談のチェックシートと後見相談のチェックシートを分けることを含め、現在のチェックシートを改善していきたい。

6 まとめ

(副部長)

講義と検討会を通じて、来年度のテーマを考えるうえで、多くのヒントをいただいた。

(部長)

チェックシートに関しても、参考になる話をいただいたので、次回以降の会議に活かしたい。

(部会員)

啓発を進めるにあたって、部会員側の知識の向上も必要だと感じていたが、今回、アドバイザーを招いて検討を行ったことは、非常に有意義であった。

7 その他（次回について）

(部長)

次回の会議では、平成26年度の権利擁護部会のまとめを行う。チェックシートのタイトルに関しては、現行の「成年後見制度必要性チェックシート」から、より分かりやすいタイトルに改めるとともに、代理行為目録を参考にして項目の精査を行いたい。

[次回以降の権利擁護部会の開催予定について]

第4回 平成27年1月19日（月）

時 間 午後6時から

場 所 鎌ヶ谷市総合福祉保健センター4階研修室

—以上—

以上、会議の経過を記録し、相違ないことを証するため次に署名する。

平成26年11月17日

氏名 大石 しのぶ

氏名 谷口 健